



令和7年8月26日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清



群馬県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け群労発基 0714 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益代表委員の調整により、別紙1のとおりとする結論に達したので答申する。

なお、群馬県最低賃金専門部会報告書は、別添のとおりである。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和5年10月5日発効の群馬県最低賃金（時間額935円）は、令和5年度の群馬県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の答申に当たって、以下について政府、群馬労働局及び群馬県に強く要望する。

- 毎年申し上げている助成金等の支援策について、特に、月例賃金を上げるということは、単一年度の問題ではなく継続的な人件費支出増ということである以上、一回だけではなく、複数年に亘る継続的な支援がなされる施策を要望する。
- 深刻な人手不足に対応するため、「年収の壁」を維持する施策の撤廃を要望する。
- 中小企業の賃上げ原資確保支援として中小企業に対する優遇税制を導入するとともに、可処分所得増加のため、所得税減税と社会保険料等減額を要望する。
- 現在の最低賃金決定プロセスは、最低賃金法に基づいたものとは到底考えられない。最低賃金法を改定し、現行の審議会方式は廃止することを要望する。

群馬県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
群馬県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,063 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年3月1日

群馬県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 群馬県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 935 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の群馬県内人口 加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,641 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると群馬県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

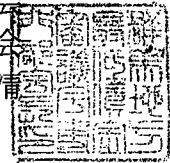
（註）1 箇月換算額

$$\begin{aligned} & 935 \text{ 円（群馬県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ & \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 131,140 \text{ 円（四捨五入）} \end{aligned}$$

令和 7 年 8 月 26 日

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清 殿

群馬地方最低賃金審議会
群馬県最低賃金専門部会
部会長 米本 清



群馬県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 14 日、群馬地方最低賃金審議会において付託された群馬県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益代表委員の調整により、別紙 1 のとおりとする結論に達したので報告する。

なお、公益代表委員見解については、別添のとおりである。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 10 月 5 日発効の群馬県最低賃金（時間額 935 円）は令和 5 年度の群馬県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の報告に当たって、以下について政府、群馬労働局及び群馬県に強く要望する。

- 毎年申し上げている助成金等の支援策について、特に、月例賃金を上げるということは、単一年度の問題ではなく継続的な人件費支出増ということである以上、一回だけではなく、複数年に亘る継続的な支援がなされる施策を要望する。
- 深刻な人手不足に対応するため、「年収の壁」を維持する施策の撤廃を要望する。
- 中小企業の賃上げ原資確保支援として中小企業に対する優遇税制を導入するとともに、可処分所得増加のため、所得税減税と社会保険料等減額を要望する。
- 現在の最低賃金決定プロセスは、最低賃金法に基づいたものとは到底考えられない。最低賃金法を改定し、現行の審議会方式は廃止することを要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

米本 清

部会長代理

西川 静華

小渕紀久男

労働者代表委員

松葉 卓也

村山 洋光

山村 康郎

使用者代表委員

五十嵐亮二

宇井 正典

金井 浩

群馬県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
群馬県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,063 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 3 月 1 日

群馬県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 群馬県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 935 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の群馬県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,641 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると群馬県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$935 \text{ 円（群馬県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）}$
 $\times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 131,140 \text{ 円（四捨五入）}$

令和7年度 群馬県最低賃金専門部会
公益代表委員見解

1 公益代表見解提出の趣旨

本年度の最低賃金改定においては、本専門部会において、労働者代表委員及び使用者代表委員の意見を丁寧に聴取し、全会一致による結審を目指して協議を重ねてまいりました。

しかしながら、両者の間に意見の隔たりが大きく、最終的には一致に至らなかったため、公益代表委員として、可能な限り客観的かつ本年度における諸状況に鑑みて最も適当と考えられる見解をお示しいたします。

2 改定額

本年度の群馬県地域別最低賃金について、

現行額 985 円に対し、目安額 63 円に 15 円を上乗せした 78 円引上げ、

改定額を 1,063 円

とすることが適当であると判断します。

3 判断の基本方針

本見解は、最低賃金法第9条第2項に定める「地域労働者の生計費、賃金水準、事業者の賃金支払能力」の3要素に基づくものであり、本年度の中央最低賃金審議会において示された地域別最低賃金改定の目安額（63 円）を参酌しつつ、群馬県における物価水準、生活実態、昨今の賃金の支払状況に加え、近県との比較や雇用・労働分配率等からうかがわれる支払能力等を総合的に踏まえたものです。

判断にあたり、中央最低賃金審議会において示された目安額及びこれまで労使から提示された額はそれぞれ背景として極めて重要な理由を持ち、どれも尊重すべきと考えられますが、今回は労使の隔たりが大きいため、公益代表委員がいずれかを選択したり、単純な算術平均などを使用することは適切でないと考えました。

さらに、公益代表委員として、改めて今回の状況を振り返りますと、本県のおかれた現状、とりわけ近県との比較における諸要素に関連して、新たな情報や要望が多数寄せられました。労使間の主張内容にそれらの情報等を加え、再度、最低賃金法における判断基準に照らし合わせた結果、本年度に関しては、例年とは異なったやや積極的なご提案をせざるを得ません。

4 各種指標からの評価

令和7年度第1回専門部会における提出資料19「主要統計指標（群馬県最低賃金専門部会）」によると、群馬県は以下の①から③までのような水準にあります。

① 労働者の生計費については、

- ・「4人世帯の標準生計費（月額）」は4位（栃木県35位、茨城県37位）
- ・「1月あたりの消費支出額（総世帯のうち勤労者世帯）」は3位（栃木県9位、茨城県7位）

ただし、

- ・「消費者物価地域差指数」は都道府県庁所在都市で46位（栃木県31位、茨城県35位）、都道府県下全域で47位（栃木県41位、茨城県42位）
- ・「消費者物価対前年上昇率」は42位（栃木県28位、茨城県6位）

② 労働者の賃金については、

- ・「新規学卒者（高卒）の所定内給与額」は男性5位（栃木県16位、茨城県12位）、女性10位（栃木県13位、茨城県14位）
- ・「定期給与」は6位（栃木県7位、茨城県5位）

ただし、

- ・「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金」は平均額で22位（栃木県14位、茨城県12位）、下限額で23位（栃木県14位、茨城県13位）

③ 通常の事業の賃金支払能力については、

- ・「有効求人倍率」は17位（栃木県31位、茨城県7位）
- ・「失業率」は17位（栃木県22位、茨城県29位）

さらに、令和7年度第4回専門部会における提出資料1「労働分配率と最低賃金額の比較」及び資料2「1事業従事者当たり付加価値額」によると、

○ 労働分配率については、

令和4年度は、群馬県63.3%（栃木県67.6%、茨城県64.5%）となっています。全国では72.4%となっており、北関東3県は相対的に低いところ、北関東3県は経済圏を同じくしており、各種指標は同水準であるにもかかわらず、群馬県は賃金への分配率が低いことから、賃金支払能力は十分に認められます。

○ 1事業従事者当たり付加価値額については、

群馬県は、製造業において16位（栃木県25位、茨城県8位）、建設業において21位（栃木県25位、茨城県37位）、卸売業、小売業において6位（栃木県15位、茨城県22位）、サービス業において29位（栃木県14位、茨城県3位）となっています。少なくとも、栃木県や茨城県を上回る産業に

においては、生み出された付加価値を賃金に回す支払能力は十分にあるといえます。

これらの指標をみると、一部を除き、群馬県は栃木県・茨城県と比べてほぼ同水準かそれ以上の順位となっており、北関東3県で、群馬県だけ顕著に低いとはいえない水準であるといえます。

主要な指標の水準が近ければ、賃金の下限である最低賃金も同等の水準となることから、労働者の生活や就労意欲の維持等において必要であるとともに、企業等も全体的として同等の支払能力を有しているとみなすことが自然です。

ところが、現行の最低賃金額は、群馬県は985円、栃木県は1,004円、茨城県は1,005円となっており、栃木県及び茨城県とは約20円もの大きな開きがある状況にあります。

また、実際には、群馬県は地理的に県境の行き来が容易な地域が多くあり、そうした地域においては、結果として人材が待遇のよい近県へ流れ、人材流出を引き起こすことから、県内の人手不足やスキル蓄積の遅れにつながる可能性もあります。

こうしたことから、本年度においてはやむなく早急な対応が必要であり、目安額に対し近県との差になるべく近い額の上積みを行うことが適当であると考えました。

5 発効日

使用者代表委員からは、大幅な引上げになるのであれば、引上げまでには相当の準備期間が必要であることから、最短での発効ではなく、適切な時期での指定日発効とすべきである旨の意見が出されたところであり、公益代表委員としても、大幅な引上げ額に鑑み、一定の準備期間が必要であると考え、発効日を令和8年3月1日とすることが適当であると判断しました。

6 中小企業支援の必要性

使用者代表委員からは、企業側、特に中小企業における負担への懸念も表明されています。これに関しては、公益代表委員も危惧しているところです。

県内の中小企業に対しては、省力化投資等による生産性向上や価格転嫁を進め、公的な支援策の活用により、負担を一定程度和らげ、最低賃金の引上げと企業の持続可能性の両立を図る観点での配慮が重要です。なお、各企業におかれては、待遇改善が離職率の低下（採用・教育のやり直し費用の削減）につながる可能性などポジティブな面も再評価していただきたいところです。

中小企業が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、公益代表委員としては、国、群馬県及び県内市町村において、生産性向上等への支援等の賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう要請いたします。また、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業が各種の助成金等をしっかりと活用できるよう、支援策の周知徹底を求めます。

7 結論

以上の点を総合的に勘案し、公益代表委員としては、群馬県の最低賃金を、本年度は、目安額 63 円に 15 円を上乗せした 78 円引上げとし、改定額を 1,063 円とすることが妥当と判断しました。

本来であれば、近県との差 20 円前後を上乗せすべきところ、使用者代表委員の主張内容等も勘案した結果、目安額に対し 15 円の上積みが適当であるとの判断です。

労使の提示額が乖離している中で、地域経済の実情等を考慮し、早期の調整を意図した結果であり、立場により異論もあるかとは思いますが、ご理解をお願いします。

以上